

議案第八十四号

三朝町公共下水道条例の設定について

次のとおり三朝町公共下水道条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求める。

昭和六十一年九月十六日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年九月廿四日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町公共下水道条例

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、三朝町公共下水道の設置、管理及び使用について、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 法第二条第一号に規定する下水をいう。
- 二 汚水 法第二条第一号に規定する汚水をいう。
- 三 公共下水道 法第二条第三号に規定する公共下水道で町の設置するものをいう。
- 四 排水区域 法第二条第七号に規定する排水区域をいう。
- 五 処理区域 法第二条第八号に規定する処理区域をいう。

六 排水設備 法第十条第一項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。

七 除害施設 法第十二条第一項に規定する除害施設をいう。

八 特定事業場 法第十二条の二に規定する特定事業場をいう。

九 使用者 排水設備により下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。

十 排水設備設置義務者 法第十条第一項に規定する者をいう。

十一 排除 下水を公共下水道に流入することをいう。

第二章 排水設備の設置等

（排水設備の設置義務）

第三条 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用が開始された場合は遅滞なく排水設備を設置し、くみ取便所については、三年以内に水洗便所に改造しなければならない。ただし、特別の事由があると町長が認めるときは、その期間を延長することができる。

（排水設備の接続方法及び内径等）

第四条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 公共下水道に汚水を排除するために設ける排水設備は、公共下水道のます、その他排水設備等（以下「公共汚水ます等」という。）に固着させなければならない。
- 二 排水設備を公共汚水ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則に定めるところによる。

三 汚水を排除すべき排水管の内径は、町長が特別の理由があると認められた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水管渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が三メートル以下のものは、七十五ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位人）	排水管の内径（単位ミリメートル）
一五〇未満	一〇〇以上
一五〇以上、三〇〇未満	一五〇以上
三〇〇以上、六〇〇未満	二〇〇以上
六〇〇以上	二五〇以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の施設等)

第五條 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設(排水施設及び法第二十四條第一項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)の新設等をしようとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 汚水は、公共汚水ます等で汚水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- 二 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 陶器、コンクリート、れんが、その他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

(排水設備の計画の確認)

第六條 排水施設の施設等を行おうとする者は、事前にその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して町長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨

を町長に届け出ることをもつて足りる。

(排水設備の工事の検査)

第七条 排水施設の新設等を行つた者は、その工事の完了した日から五日以内にその旨を町長に届け出て検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の検査により、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備の新設等を行つた者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備の工事の実施)

第八条 排水設備の新設等の工事(規則で定める軽微な工事は除く。)の施工については、町長が指定する排水設備工事業者でなければ行うことができない。

(業者の指定等)

第九条 前条に規定する排水設備の工事を行う業者(以下「指定業者」という。)の指定に關する必要な事項は別に規則で定める。

2 前項の指定業者は、町長が認定した責任技術者及び配管工を置かなければならない。

3 第一項の規定により、指定業者の指定を受けた者は、手数料三千円を、また前項の責任

技術者及び配管工の認定を受けた者は、それぞれ手数料二千円を納入しなければならない。

第三章 公共下水道の使用

(代表人の選定)

第十条 使用者が排水設備を共用するときは、当該使用者は、遅滞なく代表人を選定して町長に届け出なければならない。代表人を変更するときも同様とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十一条 特定事業場から汚水を排除して公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の汚水を流入してはならない。

- 一 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満
- 二 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満
- 三 浮遊物質 一リットルにつき六百ミリグラム未満
- 四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下
- ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三〇ミリグラム以下

(除害施設の設置)

第十二条 使用者は、次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び
法第十二条の二第一項又は第五項の規定により、公共下水道へ排除してはならないことと
されるものを除く。）を継続して公共下水道に排除しようとするときは、除害施設を設け
てこれをしなければならぬ。

一 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第九条の四第一項各号に掲げる物
質、それぞれ当該各号に定める数値

二 温度 四十五度未満

三 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満

四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満

五 浮遊物質 一リットルにつき六百ミリグラム未満

六 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下

ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三〇ミリグラム以下

2 前条及び前項の規定を適用しないものについては、規則で定める。

(除害施設の設置等の届出)

第十三条 除害施設の新設、増設、改築、修理又は撤去(以下「設置等」という。)をしよ
うとする者は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更
しようとするときも同様とする。

(除害施設の工事の検査)

第十四条 除害施設の設置等を行つた者は、前条に規定する工事が完了した日から五日以内
に町長に届け出て、当該工事の検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の検査を行つた場合において、その工事が適切なものであると認めたと
きは、当該除害施設の設置等を行つた者に対し、検査済証を交付するものとする。

(除害施設による汚水の処理方法)

第十五条 除害施設による汚水の処理方法は、規則で定める処理方法に適合するものでな
ければならない。

(除害施設管理責任者の選任)

第十六条 除害施設の設置者は、当該除害施設の維持管理に関する業務を担当させるため、
除害施設管理責任者(以下「管理責任者」という。)を選任し、その選任のあつた日から

十五日以内に町長に届出なければならない。管理責任者に異動が生じた場合も同様とする。

(水質の測定義務)

第十七条 除害施設の設置者は、除害施設から公共下水道に排除される汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(報告書の提出)

第十八条 町長は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、前条に規定する者から除害施設又はその排除する汚水の水質に関し、報告を求めることができる。

(し尿排除の制限)

第十九条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によらなければならない。
い。

(使用開始等の届出)

第二十条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、規則に定めるところにより、遅滞なく、その旨を町長に届出なければならない。

2 法第十二条の三、第十二条の四又は第十二条の七の規定による届出をした者は、前項の

規定による届出をした者とみなす。

(工場及び事業場から汚水の排除の開始等の届出)

第二十一条 工場及び事業場から汚水を排除して公共下水道の使用を開始しようとする者は、あらかじめ当該汚水の排水量及び水質を町長に届出なければならぬ。

2 前項に規定する者は、同項の届出に係る汚水の排出量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ町長に届出なければならぬ。

3 前二項の届出をした者は、前条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(使用料の徴収)

第二十二条 町長は、公共下水道使用について、別に条例で定めるところにより、使用者から使用料を徴収する。

第四章 行為の許可等

(行為の許可)

第二十三条 法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して、町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

一 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

二 物件の配置及び構造を表示した図面

（許可を要しない軽微な変更）

第二十四条 法第二十四条第一項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行ひものとする。

（占用）

第二十五条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、町長の許可を受けなければならぬ。ただし、占用物件の設置について法第二十四条第一項の許可を受けたときは、その許可をもつて占用許可とみなす。

（原状回復）

第二十六条 前条の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間

が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、原形に回復しなげねばならない。ただし、原状に回復することが不適當であると町長が認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前条の許可を受けた者に対して、前項の原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(規則への委任)

第二十七条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第二十八条 次の各号に掲げる者は、三万円以下の過料に処する。

- 一 第六条の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者
- 二 排水設備の新設等を行つて第七条第一項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかつた者
- 三 第八条の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者

- 四 第十一条、第十二条又は第十九条の規定に違反した使用者
- 五 第十三条、第十四条又は第十六条の規定による届出を怠つた者
- 六 第十八条の規定による報告の提出を求められて、これを拒否し、又は怠つた者
- 七 第二十条、第二十一条第一項若しくは第二項の規定による届出を怠つた者
- 八 第二十六条第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 九 第六条第一項又は第二十三条の規定による申請書又は書類、第六条第二項前段、第七
条第一項、第二十条第一項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による届出書で、
不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は資料の提出者
- 第二十九条 偽りその他不正の手段により使用料又は手数料等の徴収を免がれた者は、その
徴収を免がれた金額の五倍に相当する金額以下の過料に処する。
- 第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人
又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人
又は人に対しても、各本条の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。